

(ケ-2) 瀬戸地域の医療機関及び社会福祉施設の陸路避難

- ▶ 瀬戸地域の医療機関及び社会福祉施設(3施設約121人)について、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外の施設において、避難先を確保。
- ▶ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- ▶ 予防避難エリアの医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- ▶ 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

避難元施設

<予防避難エリア(瀬戸地域) 3施設>

避難先施設

<放射線防護対策施設>

番号	施設名	施設種別	入院定員数
1	瀬戸診療所	有床診療所	19人

計19人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
2	瀬戸あいじゆ	介護老人福祉施設	45人
		認知症対応型共同生活介護	18人
		軽費老人ホーム	20人
		短期入所生活介護	10人

計93人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
3	よろこび大久	認知症対応型共同生活介護	9人

計9人



番号	施設種別	市町名	受入見込数
1	医療機関101施設で合計2,829人の受入が可能		

番号	施設種別	施設種別	受入見込数
2	介護老人福祉施設等	まつやまし 松山市(4施設)	93人
		いよし 伊予市(1施設)	
		まさきちよう 松前町(1施設)	

計93人

番号	施設種別	市町名	受入見込数
3	有料老人ホーム	まつやまし 松山市(1施設)	9人

計9人

※1 輸送等の避難準備が完了するまでは放射線防護対策施設内で屋内退避
 ※2 愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、
 愛媛県が避難先を調整し、避難準備完了後に避難

※3 避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
 ※4 健康リスクが高まらない者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

- 三崎地域の社会福祉施設(1施設約50人)について、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外の施設において、避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、船舶の準備が整い次第、三崎港から、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

<予防避難エリア(三崎地域) 1施設>

避難元施設

<放射線防護対策施設>

番号	施設名	施設種別	入所定員数
1	三崎つわぶき荘	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人
		認知症対応型共同生活介護	18人

計47人



避難先施設

施設種別	市町名	受入見込数
介護老人保健施設 等	東温市(2施設)	48人

計48人

※1 船舶を含む輸送手段等の避難準備が完了するまでは放射線防護対策施設内で屋内退避

- ※2 避難準備完了後、三崎港に移動の上、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難
- ※3 健康リスクが高まらない者等は、船舶を含む輸送手段等の避難準備完了後、三崎港に移動の上、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難

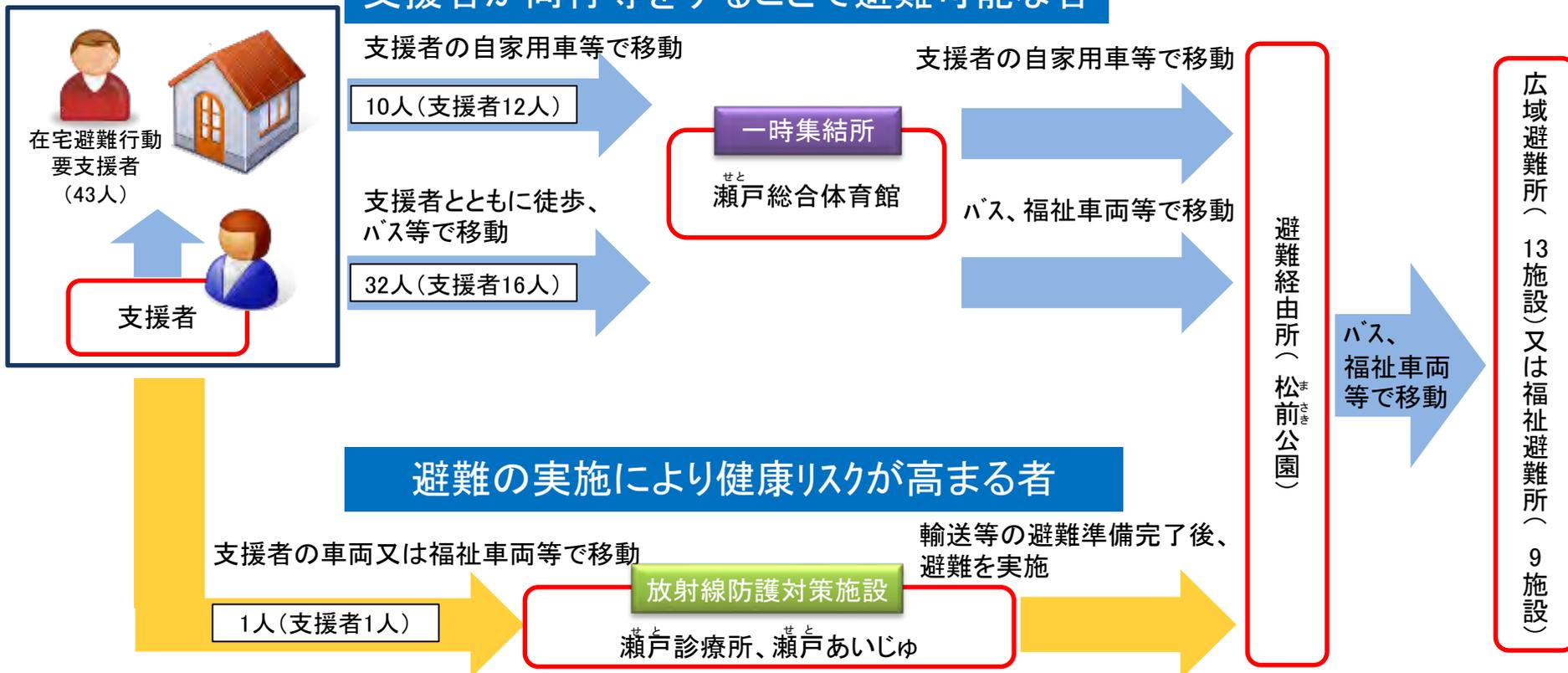
(ケ-22) 医療機関及び社会福祉施設の避難先・避難ルート

- 国道197号が瀬戸地域と三崎地域の境界で通行不可となった場合、瀬戸地域の社会福祉施設は、施設敷地緊急事態において、陸路によりあらかじめ定められた避難先施設に避難を実施。医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 三崎地域の社会福祉施設は、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路によりあらかじめ定められた愛媛県内の避難先施設に避難を実施。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設もしくは近隣施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。



- 瀬戸地域の在宅の避難行動要支援者43人のうち、19人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。

支援者が同行等をすることで避難可能な者



※避難行動要支援者の数は令和2年4月1日現在

- 三崎地域の在宅の避難行動要支援者80人のうち、60人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で一時集結所(三崎総合体育館)へ移動。
- 船舶の準備ができ次第、三崎港から、海路及び陸路により愛媛県内の避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。

支援者が同行等をすることで避難可能な者

支援者の自家用車等で移動

44人(支援者44人)

支援者とともに徒歩、バス等で移動

32人(支援者16人)

一時集結所

三崎総合体育館

バス、福祉車両
等で移動

輸送等の避難準備
完了後、避難を実施

三崎港

船舶で
避難

愛媛県内の
港湾

バス、
福祉車両
等で避難

避難経由所
(松前公園)

バス、
福祉車両
等で避難

愛媛県内の広域避難所(13施設)又は福祉避難所(9施設)

避難の実施により健康リスクが高まる者

支援者の車両又は福祉車両等で移動

4人(支援者6人)

放射線防護対策施設

三崎高等学校、串診療所、串防災センター、
三崎つわぶき荘、与修防災センター

(ケ-22) 在宅の避難行動要支援者の避難先・避難ルート

- 国道197号が瀬戸地域と三崎地域の境界で通行不可となった場合、瀬戸地域における在宅の避難行動要支援者については、施設敷地緊急事態において、陸路により自家用車、バス、福祉車両等により避難経路所(松前公園)へ移動。
- 三崎地域の在宅の避難行動要支援者については、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路により避難経路所(松前公園)に移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。



(ケ-2) 瀬戸地域において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

➤ 施設敷地緊急事態で瀬戸地域において必要となる輸送能力は、想定対象人数約330人について、バス11台、福祉車両13台(ストレッチャー仕様3台、車椅子仕様10台)。

	想定対象人数	想定必要車両台数※1,2			備考
		バス※3	福祉車両※4,5 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4,5 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難(5箇所)	141人 (児童等101人+職員40人)	6台	0台	0台	保護者への引渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P69】
医療機関及び社会福祉施設の入所者等の避難(3箇所)	134人※7 (入所者84人+職員50人)	3台 (入所者39人+職員16人)	2台 (入所者2人+職員4人)	9台 (入所者43人+職員30人)	【ストレッチャー仕様】 ○施設車両(1人乗り:2台) 【車椅子仕様】 ○施設車両(1人乗り:2台) ○四電車両(6人乗り:6台) ○伊方町(いかたちょう)車両(8人乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者等の避難	48人 (要支援者32人+支援者16人)	2台 (要支援者26人+支援者9人)	0台 (要支援者0人+支援者0人)	1台 (要支援者6人+支援者7人)	【車椅子仕様】 ○四電車両(6人乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設に輸送※6	2人 (要支援者1人+支援者1人)	0台	1台 (要支援者1人+支援者1人)	0台	近傍の放射線防護対策施設に、四電福祉車両1台(ストレッチャー2人乗り)で輸送を想定【資料P75】 瀬戸(せと)地域:1往復(要支援者1人)
合計	325人	11台	3台	10台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は瀬戸地域で必要となる車両台数を合算

※3 バスは、佐田岬半島の地域特性を踏まえ、26人乗りにより想定

※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様それぞれ1台ずつ積算

※6 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護対策施設内に屋内退避

※7 なお、この他、自施設内で屋内退避を実施する社会福祉施設の入所者(避難の実施により健康リスクが高まる者)が11人、職員10人が存在

- 施設敷地緊急事態発生時には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、伊方町、医療機関、社会福祉施設及び四国電力が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		11台	3台	10台	
(B) 確保車両台数		計16台以上	計9台	計10台	
確保先	伊方町	—	—	1台	【バス等】 バス：8～26人乗り 【車椅子仕様】 ○1台(車椅子8人)
	学校、医療機関、社会福祉施設	12台	2台	2台	【バス等】バス：10～29人乗り、乗用車：4～10人乗り 【ストレッチャー仕様】 ○2台(1台当たり：ストレッチャー1人) 【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり：車椅子1人)
	愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社	4台以上	—	—	バス1台当たりの想定乗車人数：26人乗り 愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社が保有する車両総数273台
	四国電力	—	7台※2	7台※2	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に換えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①：<ストレッチャー2人、車椅子1人> パターン②：<車椅子6人> 【配備台数】 7台(瀬戸(せと)地域)※1

※1 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※2 「避難の実施により健康リスクが高まる者」を放射線防護対策施設にピストン輸送した車両は、その後避難に使用

※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

(ケ-2) ^{みさき}三崎地域において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

➤ 施設敷地緊急事態で^{みさき}三崎地域において必要となる輸送能力は、想定対象人数約410人について、バス15台、福祉車両9台(ストレッチャー仕様2台、車椅子仕様7台)。

	想定対象人数	想定必要車両台数 ^{※1,2}			備考
		バス ^{※3}	福祉車両 ^{※4,5} (ストレッチャー仕様)	福祉車両 ^{※4,5} (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難 (4箇所)	274人 (児童等209人+職員65人)	11台	0台	0台	保護者への引渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P70】
社会福祉施設の入所者等の避難(1箇所)	74人 ^{※7} (入所者41人+職員33人)	2台 (入所者18人+職員15人)	0台	5台 (入所者23人+職員18人)	【車椅子仕様】 ○四電車両(6人乗り:2台) ○伊方町(いかたちょう)車両(8人乗り:1台、2人乗り:2台)
在宅の避難行動要支援者等の避難	48人 (要支援32人+支援者16人)	2台 (要支援者27人+支援者10人)	1台 (要支援者1人+支援者1人)	2台 (要支援者4人+支援者5人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】 ^{※5} ○施設車両(ストレッチャー1人、車椅子1人乗り:1台) 【車椅子仕様】 ○伊方町(いかたちょう)車両(2人乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設に輸送 ^{※6}	10人 (要支援者4人+支援者6人)	0台	1台 (要支援者4人+支援者6人)	0台	近傍の放射線防護対策施設に、四電配備福祉車両1台でピストン輸送を想定【資料P76】 三崎 ^(みさき) 地域:2往復(要支援者4人)
合計	406人	15台	2台	7台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は^{みさき}三崎地域で必要となる車両台数を合算

※3 バスは、^{さだみさき}佐田岬半島の地域特性を踏まえ、26人乗りにより想定

※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※6 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護対策施設内に屋内退避

※7 なお、この他、自施設内で屋内退避を実施する社会福祉施設の入所者(避難の実施により健康リスクが高まる者)が6人、職員3人が存在

(ケ-2) 三崎地域における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、三崎地域の各関係機関の保有車両を用いてピストン輸送することにより、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎港から愛媛県内の港湾に移動※1後は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A)必要車両台数		15台	2台	7台	
(B)確保車両台数		計15台以上	計3台	計7台	
確保先	伊方町	5台程度	—	4台	【バス等】 ・伊方町(いかたちょう)が三崎支所等に配備している7台(合計112人)の車両を使用 ・ピストン輸送を想定 【車椅子仕様】 ○3台(1台当たり:車椅子2人) ○1台(1台当たり:車椅子8人)
	学校、社会福祉施設	5台程度	1台	1台	【バス等】 ・学校等に配備している7台(合計108人)の車両を使用 ・ピストン輸送を想定 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※2 ○1台(ストレッチャー1人、車椅子1人乗り)
	四国電力	—	2台※3	2台※3	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に換えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①: <ストレッチャー2人、車椅子1人> パターン②: <車椅子6人> 【配備台数】 2台(三崎(みさき)地域)※2

※1 三崎港からは、愛媛県と愛媛県旅客船協会との協定及び覚書に基づき、愛媛県旅客船協会傘下の船舶(30社、77隻 平成31年4月1日時点)等で海路避難を実施
 ※2 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算
 ※3 「避難の実施により健康リスクが高まる者」を放射線防護対策施設にピストン輸送した車両は、その後避難に使用
 ※4 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施